

2022年11月2日

各位

会社名 株式会社 Branding Engineer
代表者名 代表取締役 CEO 河端 保志
(コード: 7352、東証グロース市場)
問合せ先 上級執行役員 経営戦略本部 本部長
加藤 真
(TEL. 03-6416-0057)

定款の一部変更の訂正に関するお知らせ

当社は、2022年10月28日に開示いたしました「持株会社体制移行後の体制変更、会社分割による持株会社体制への移行に伴う完全子会社の吸収合併および会社分割（新設分割・吸収分割）ならびに商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訂正の理由

「持株会社体制移行後の体制変更、会社分割による持株会社体制への移行に伴う完全子会社の吸収合併および会社分割（新設分割・吸収分割）ならびに商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」提出後に記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、これを訂正するものです。

2. 訂正の内容（訂正箇所は下線部分）

Ⅶ. 定款の変更

1. 定款変更の目的

【訂正前】

持株会社体制への変更に際して、当社の事業目的を純粋持株会社としての経営管理等に変更するものです。

【訂正後】

(1) 電子提供措置をとる旨の規定の新設

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるとともに、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(2) 取締役会が配当を決定することができる旨の定款の定めの変更

資本政策及び配当政策の機動的な遂行のため、剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう第45条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）の削除を行い、変更案第46条として期末・中間の基準日と併せて別途基準日を定めて剰余金の配当ができる旨を定めるとともに、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第47条を削除するものであります。

(3) 商号変更

当社は、現在予定している持株会社体制への移行に伴い、株式会社 TWOSTONE&Sons（英文：TWOSTONE&Sons Inc.）に商号を変更を行うものであります。なお、本定款変更は、持株会社化への議案が原案どおり承認可決されること、吸収分割及び新設分割の効力が発生することを条件とし効力発生日である2023年6月1日をもって効力が生じるものといたします。

(4) 目的変更

当社は、現在予定している持株会社体制への移行に伴い、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

【訂正前】

（下線部分に変更部分であります。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>（商号） 第1条 当社は、<u>株式会社 Branding Engineer</u> と称し、英文では <u>Branding Engineer CO.,LTD.</u> と表示する。</p> | <p>第1条 当社は、<u>株式会社 TWOSTONE&Sons</u> と称し、英文では <u>TWOSTONE &Sons, Inc</u> と表示する。</p> |
| <p>（目的） 第2条 当社は<u>次の事業</u>を営むことを目的とする。 1～19（条文の記載省略）</p> | <p>（目的） 第2条 当社は、<u>次の事業を営む会社（外国会社を含む。）</u>、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u><u>その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。</u> 1～19（条文の記載省略） ② 当社は、<u>前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> |
| <p>新設</p> | <p><u>附則</u> 第1条および第2条の変更は、<u>当会社と株式会社 Care Technology 及び株式会社 X Investors との吸収合併、当会社と株式会社ブランディングエンジニアとの吸収分割及び当会社による令和4年10月28日付新設分割計画書に基づく新設分割の効力発生を条件として令和5年6月1日に効力を生ずるものとする。</u> ②本条は前項に規定する効力発生の後、これを削除する</p> |

【訂正後】

（下線部分に変更部分であります。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>（商号） 第1条 当社は、<u>株式会社 Branding Engineer</u> と称し、英文では <u>Branding Engineer CO.,LTD.</u> と表示する。</p> | <p>（商号） 第1条 当社は、<u>株式会社 TWOSTONE &Sons</u> と称し、英文では <u>TWOSTONE & Sons Inc.</u> と表示する。</p> |
| <p>（目的） 第2条 当社は、<u>次の事業</u>を営むことを目的とする。</p> | <p>（目的） 第2条 当社は、<u>次の事業を営む（外国会社を含む。）</u>、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u><u>その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。</u></p> |
| <p>1. ～17.（条文省略）</p> | <p>1. ～17.（現行どおり）</p> |
| <p><u>18. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</u></p> | <p>（削除）</p> |

| | |
|---|--|
| 19. 前各号に附帯または関連する一切の事業 (新設) | 18. 前各号に附帯または関連する一切の事業 <u>② 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u> |
| 第3条～第6条 (条文省略) | 第3条～第6条 (現行どおり) |
| (自己株式の取得) 第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。 | (削除) |
| 第8条～第14条 (条文省略) (新設) | 第7条～第13条 (現行どおり) (電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除) |
| 第16条～第45条 (条文省略) (新設) | 第15条～第44条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 |
| (期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。 | (剰余金の配当の基準日) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。 <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> <u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> |
| (中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。 | (削除) |
| 第48条 (条文省略) | 第47条 (現行どおり) |

(新設)

(附則)

① 第1条および第2条の変更は、2022年10月28日付吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生および2022年10月28日付新設分割契約に基づく新設分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとする。

② 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③ 本附則は、第1項については効力発生日の経過により自動的に削除され、第2項乃至本項については2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上